

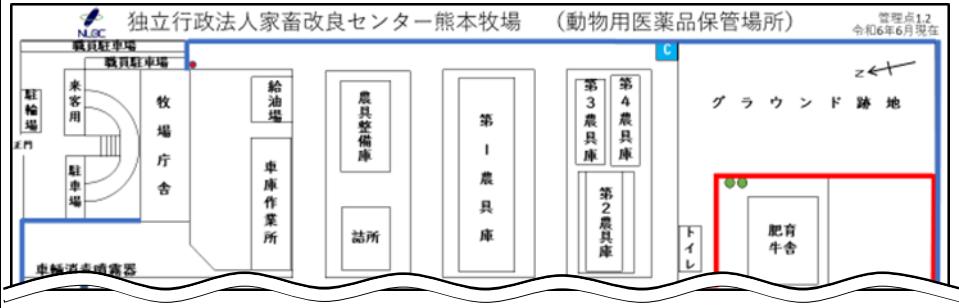
執筆担当	所在地	畜種	キーワード
熊本牧場 業務課	熊本県 玉名市	肉用牛	JGAP、農場管理、SDGs、改 善の取組事例

JGAP 農場認証における改善の取組について

(独) 家畜改良センターは、第 5 期中期計画において、「SDGs に配慮した畜産物生産の普及」を掲げており、JGAP の取得及び維持に取り組んでいます。家畜改良センター熊本牧場は、令和 2 年 10 月 29 日に JGAP 個別認証審査により JGAP 認証農場に認証されました。その後、令和 3 年に維持審査、令和 4 年に更新審査、令和 5 年に再び維持審査を受審しています。JGAP に取り組むことで職員の意識が少しづつ変化し、日常の整理整頓を積極的に行うようになり、作業効率や作業の安全性、防疫意識の向上等の効果がみられています。

今回は、これまでの JGAP 認証を取得・維持する過程において、当場で実際に改善に取り組んだ項目と内容について、ご紹介いたします。なお、項目番号は農場用 管理点と適合基準 畜産 2022 (括弧内の番号は、家畜・畜産物 2017) に対応しています。

事例 1

項目番号	動物用医薬品等の保管場所の明確化
1.1 (1.1)	<p>農場管理の見える化として、動物用医薬品保管場所を明示した施設見取り図を作製した。</p>  <p>※紛失防止の観点から、保管場所は省略しております。</p>

事例 2

項目番号	飼養衛生管理基準に則った更衣室の設置
L1.2 (4.1)	<p>家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止のため、衛生管理区域に出入りする者が、手指の洗浄消毒、専用の衣服への更衣、専用の長靴への履き替えを行うことができる更衣室を設置した。なお、衛生管理区域側との境界線を床面に示すことで明確に区分けし、着脱前後の衣服及び靴を分けて配置している。</p>



事例 3

項目番号	診療簿（診療の履歴）様式の改善																																																								
L1.2	動物用医薬品の適正使用・記録のため、診療簿の様式について、																																																								
L3.2	項目を細分化し、確実な記録・情報確認が行えるように改善した。																																																								
(4.3 17.1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th><th>初/再</th><th>症状</th><th>病名</th><th>処置</th><th>獣医師確認欄</th><th>休薬期間 満了日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6.4.25</td><td>初</td><td>なし</td><td>ビタミン補給</td><td>ビタフラルフォルテ1ml i.m, アイアン3ml i.m</td><td></td><td>なし</td></tr> <tr> <td>R6.4.30</td><td>初</td><td>泥状下痢</td><td>消化不良性下痢</td><td>ボビノンp.o, ボバクチンp.o, ウルソp.o</td><td></td><td>R6.5.7</td></tr> <tr> <td>R6.5.2</td><td>再</td><td>軟便</td><td>消化不良性下痢</td><td>ボビノンp.o, ボバクチンp.o, ウルソp.o</td><td></td><td>R6.5.9</td></tr> <tr> <td>R6.5.7</td><td>再</td><td>泥状下痢 T39.7</td><td>消化不良性下痢</td><td>ボビノンp.o, ダイメトンp.o</td><td></td><td>R6.5.14</td></tr> <tr> <td>R6.5.8</td><td>再</td><td>泥状下痢</td><td>消化不良性下痢</td><td>ボビノンp.o, ボバクチンp.o, ウルソp.o</td><td></td><td>R6.5.15</td></tr> <tr> <td>R6.5.9</td><td>再</td><td>泥状下痢</td><td>消化不良性下痢</td><td>ボビノンp.o, ボバクチンp.o, ウルソp.o</td><td></td><td>R6.5.16</td></tr> <tr> <td>R6.5.13</td><td>再</td><td>水様性下痢</td><td>感染性下痢</td><td>ボビノンp.o, ダイメトンp.o</td><td></td><td>R6.5.20</td></tr> </tbody> </table>	日付	初/再	症状	病名	処置	獣医師確認欄	休薬期間 満了日	R6.4.25	初	なし	ビタミン補給	ビタフラルフォルテ1ml i.m, アイアン3ml i.m		なし	R6.4.30	初	泥状下痢	消化不良性下痢	ボビノンp.o, ボバクチンp.o, ウルソp.o		R6.5.7	R6.5.2	再	軟便	消化不良性下痢	ボビノンp.o, ボバクチンp.o, ウルソp.o		R6.5.9	R6.5.7	再	泥状下痢 T39.7	消化不良性下痢	ボビノンp.o, ダイメトンp.o		R6.5.14	R6.5.8	再	泥状下痢	消化不良性下痢	ボビノンp.o, ボバクチンp.o, ウルソp.o		R6.5.15	R6.5.9	再	泥状下痢	消化不良性下痢	ボビノンp.o, ボバクチンp.o, ウルソp.o		R6.5.16	R6.5.13	再	水様性下痢	感染性下痢	ボビノンp.o, ダイメトンp.o		R6.5.20
日付	初/再	症状	病名	処置	獣医師確認欄	休薬期間 満了日																																																			
R6.4.25	初	なし	ビタミン補給	ビタフラルフォルテ1ml i.m, アイアン3ml i.m		なし																																																			
R6.4.30	初	泥状下痢	消化不良性下痢	ボビノンp.o, ボバクチンp.o, ウルソp.o		R6.5.7																																																			
R6.5.2	再	軟便	消化不良性下痢	ボビノンp.o, ボバクチンp.o, ウルソp.o		R6.5.9																																																			
R6.5.7	再	泥状下痢 T39.7	消化不良性下痢	ボビノンp.o, ダイメトンp.o		R6.5.14																																																			
R6.5.8	再	泥状下痢	消化不良性下痢	ボビノンp.o, ボバクチンp.o, ウルソp.o		R6.5.15																																																			
R6.5.9	再	泥状下痢	消化不良性下痢	ボビノンp.o, ボバクチンp.o, ウルソp.o		R6.5.16																																																			
R6.5.13	再	水様性下痢	感染性下痢	ボビノンp.o, ダイメトンp.o		R6.5.20																																																			

事例 4

項目番号	動物用医薬品専用冷蔵庫の設置
L3.5 (17.5)	<p>一般の冷蔵庫（人の飲料物保管用）に保管していた動物用医薬品を、薬効の確保、誤使用の防止のため、施錠可能な動物用医薬品専用の冷蔵庫に保管場所を変更した。</p>

事例 5

項目番号	食品安全を確保するための手順作成
7.4 (6.3)	<p>食品安全リスクへの対応として、生産物（畜産物）への注射針残留防止の手順等を定めた「注射針管理手順」および薬剤残留防止の手順等を定めた「薬品管理手順」を作成した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>注射針管理手順</p> <p>記録類：「注射針管理簿」「注射針残留（疑）管理簿」 確認方法：月1回、補牛担当者が確認（「注射針残留（疑）管理簿」については該当月）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 注射針の管理 <ul style="list-style-type: none"> ①受入 受入者が「注射針管理簿」に記入する。 ②使用 使用者が「注射針管理簿」に記入し、注射針残数と管理簿の在庫本数を確認する。 ★本数が合わなかった場合は、「4. 注射針の本数が在庫数と合わない場合」に準じて対応する ③廃棄 感染性医療系廃棄物として指定された容器に廃棄する。 2. 注射針の使用時の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・1頭1針とする。 ・使用中に注射針が折れていなか確認する。 ・注射針が牛の体内に残留した可能性がある場合は、「3. 注射針が残留した可能性がある場合」に準じて対応する。 ・注射針の交換はのこぎりや糞の上で行わず、落針しても発見しやすい場所で行う。 </div>

事例 6

項目番号	応急手当ができる者の確保
9.1 (13.6)	<p>労働安全管理のため、家畜管理及び飼料生産に従事する職員を対象に、普通救命講習会を開催し、すべての勤務日に救急救命講習受講者が勤務することとなり、十分な救急救命を行える人員が確保された。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  </div>

事例 7

項目番号	作業者の安全確保
9.2 (16.1)	<p>事故の防止のため、ほ場において、側溝との境界が草で覆われて危険な箇所があったため、それぞれの箇所にポールを設置するとともに、トラクターの運転席から認識しやすいようにポール先端に赤色旗を取付けた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">  </div>

事例 8

項目番号	燃料の保管場所の適正化①
11.1 (20.1)	足部がプラスチック製の棚にガソリン携行缶を置いていたが、静電気を地面に逃がすことができるようコンクリート床に平置きするとともに、置く位置を黄色線で表示。緊急時の対応に備え、消火器周りの障害物を撤去した。



事例 9

項目番号	燃料の保管場所の適正化②
11.1 (20.1)	牛舎のガソリン・灯油貯蔵の入口ドアに「火気厳禁」と並べて「危険物」の表示を貼り付けるとともに、入口に消火器を設置した。



衛生管理区域境界に配置した更衣室の事例については、JGAP 審査員を通じて熊本県内の他の農場へも紹介され、県内の農場での取り組みにも役立てていただいております。

今年は、農場用管理点と適合基準 畜産 2022 に則り、次回更新審査に向けて取り組んでいるところです。（独）家畜改良センターでは、JGAP への取組等を通じ、引き続き SDGs に配慮した畜産物生産活動を推進してまいります。

（以上）